

平成17年3月1日

各 位

会 社 名 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 本 間 良 輔  
(コード番号 4321 東証一部・大証ヘラクレス)  
問い合わせ先 取締役兼執行役員CFO 吉 川 泰 司  
電 話 番 号 (03) 3519-2530

## 新株予約権(ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成17年3月1日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成17年3月24日開催予定の当社第10期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること、当社の外部コンサルタントの当社に対する参画意識を高めることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員並びに当社の外部コンサルタントに対して以下の 2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000 株を上限とする。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

##### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券の行使ならびに同法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

さらに発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社はいつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容は、平成 17 年 3 月 24 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。